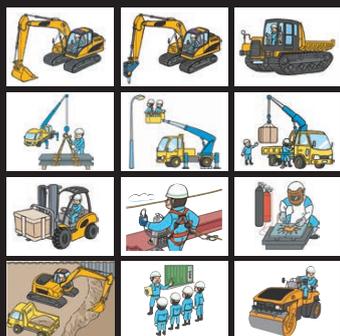


講習のご案内



←コチラから
予約できます



安全は企業の宝、資格は一生の財産。
資格で「差」をつけよう!!

「未来に向けてステップアップしたい!」…
まず、資格取得から始めてみませんか?
キャタピラー教習所では、安全第一をモットーに
ベテランの講師陣がお応えします。



技能講習

茨木教習所

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	機体重量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダ等の運転
車両系建設機械(解体用)	機体重量3トン以上のブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の運転
不整地運搬車	最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転
玉掛け	1トン以上の玉掛け
小型移動式クレーン	1トン以上5トン未満
高所作業車	作業床高10m以上
フォークリフト	最大荷重1トン以上
ガス溶接	
作業主任者	地山・土止め、型枠、足場、鉄骨、コンクリート解体、木造、はい作業

特別教育・安全衛生教育等(労働安全衛生法第59条・60条・60条の2)

受講申込み

受講できる方の年齢は満18歳以上(作業主任は21歳以上)

1 仮予約 まずは…

外国語(通訳コース)は最終ページをご覧ください。

2週間前
までに



お電話で
TEL.072-641-1121

又は



インターネットで
http://cot.jpncat.com/

お申込み

※5名様以上のお申込は電話でのインターネットでお申込みの後表示された
ください。 お問い合わせをお願いします。 PDFの申込書を印刷してください。

2 申込書の 提出

仮予約後、すみやかに郵送又はご持参にてご提出ください。

(【ご注意】期日までに提出が無ければ、予約は自動的にキャンセルとなります。)
(また予約がキャンセルになった旨の連絡はいたしませんのでご了承ください。)

- 受講申込書(証明写真貼付け) ※セロテープでの貼付け不可
※証明写真(4cm×3cm)カラーコピー・デジカメ写真不可
- 免除要件のあるコースの場合、その資格証(表・裏面)のコピー
- 氏名・生年月日の確認できる公的書類
(※複数の科目をお申込の場合は、各科目に申込書が必要です。)

本人確認書類については、自動車運転免許証・マイナンバーカード・
住民票(マイナンバーの記載がなく発行後3ヶ月以内のもの)等、外国籍の方は
在留カード又は特別永住者証(有効期限内のもの)でお願いします。

(※申込書受領後、受講票を発行します。※窓口受付時間は午前9時〜午後5時までとなります。)

3 受講料 お支払い

1週間前までにお振込みください。(土・日・祝除く)

(【ご注意】期日までにご入金が無ければ、講習を受講していただくことはできません。)

振込先 池田泉州銀行 小野原支店 普通預金 2122000
キャタピラー教習所株式会社(キャタピラーキョウシユウシヨ(カ))

恐れ入りますが、振込み手数料はご負担ください。※現金でのお支払いはできません。

※請求書が必要な場合は、**受講申込書を提出の際**にお申し出ください。

ご予約の段階では請求書の発行はできませんのでご注意ください。

※領収書が必要な場合は、事前にお申し出をいただければ、**受講日当日**にお渡しいたします。

ただし、領収証の宛名は原則振込名義人となります。(変更の場合はご連絡ください。)

※受講申込書に記入の受講者名又は会社名以外の名義(担当者名等)で振り込まれる場合は、必ずご連絡願います。

4 予約 完了です

受講票をよくお読みの上、時間内にご来所ください。

(【ご注意】予約の変更は1回限りです。)

受講人数が少ない
場合は、日程変更
して頂く場合が
あります。

- 注) ●受講予約の変更及びキャンセルの場合は必ず事前にご連絡願います。
連絡のない場合、返金はいたしません。(※但し、変更は1回限りです。)
- 遅刻・早退・無断欠席・日程途中からの欠席で、1ヶ月以内又は次回の講習までに修了できない場合は失格扱いとなり受講料の返金は致しませんのでご了承ください。
 - 外国籍の方が日本語の講習を受講される場合、日本語の理解力を確認させていただきます。(事前の面接が必要ですので予約の際に必ずお申し出ください)
 - 実技講習時は、運転や実習ができる服装・靴でお願いします。(ヘルメットはお貸します)

大阪労働局長登録教習機関(登録番号第111号)

キャタピラー教習所株式会社
近畿教習センター 茨木教習所

〒567-0066 大阪府茨木市下井町1-19

TEL.072-641-1121 FAX.072-641-1120

URL <http://cot.jpncat.com/>

日本キャタピラー合同会社においてもお取扱いしております。

インターネットからも予約ができます。
一発検索
資格のことなら…
キャタピラー教習所 検索
これで一発検索です。

駐車場に限りがありますので、電車・バス
または車の乗り合わせでのご来場を
お願い致します。

技能講習受講資格と受講料

キャタピラー教習所 茨木教習所

TEL. 072-641-1121

FAX.072-641-1120

(受講料・テキスト代には消費税が含まれております。2025年4月1日現在の価格です。)

1. 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
38時間(助)	◆建設機械の運転経験のない方	5日	13H	25H	115,400円	2,100円	117,500円
18時間(助)	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許のない方で、特別教育修了後小型車両系建設機械の運転6ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了及び実務経験の証明が必要	3日	13H	5H	51,900円	2,100円	54,000円
14時間(助)	◆大型特殊自動車運転免許保有者	2日	9H	5H	48,900円	2,100円	51,000円
	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者で、特別教育修了後小型車両系建設機械の運転3ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了及び実務経験の証明が必要						
	◆不整地運搬車の運転技能講習修了者						

2. 車両系建設機械(解体用)運転 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
5時間(助)	◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了された方	1日	3H	2H	22,200円	2,300円	24,500円

注)2013年7月1日より車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、従来のブレーカに加え、つかみ機・切断機・圧砕機を含めた講習に変わりました。

3. 不整地運搬車運転 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
11時間(助)	◆大型特殊自動車運転免許保有者	2日	7H	4H	46,600円	2,400円	49,000円
	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者で、特別教育修了後小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の運転3ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了及び実務経験の証明が必要						
	◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用)運転または車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了された方						

4. 玉掛け (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
19時間(助)	◆玉掛けの業務経験のない方	3日	12H	7H	24,100円	2,400円	26,500円
15時間(助)	◆クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーンの運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた方 ◆床上操作式クレーンまたは小型移動式クレーン運転技能講習修了者	3日	9H	6H	22,600円	2,400円	25,000円

5. 小型移動式クレーン運転 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
20時間(助)	◆未経験者で、他の資格を持っていない方	3日	13H	7H	56,100円	2,400円	58,500円
16時間(助)	◆クレーン・デリック、揚貨装置のいずれかの運転士免許の保有者 ◆床上操作式クレーン又は玉掛け技能講習修了者	3日	10H	6H	38,600円	2,400円	41,000円

6. 高所作業車運転 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
14時間(助)	◆建設機械施行技術検定に合格した方	2日	8H	6H	47,100円	2,400円	49,500円
	◆大型特殊自動車・普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者						
	◆フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)、車両系建設機械(基礎工所用)、車両系建設機械(解体用)又は不整地運搬車のいずれかの運転技能講習修了者						
12時間(助)	◆移動式クレーン運転士免許保有者 ◆小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日	6H	6H	44,100円	2,400円	46,500円

7. フォークリフト運転 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
35時間	◆フォークリフト運転経験のない方	5日	11H	24H	43,700円	1,800円	45,500円
31時間	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者でフォークリフト運転経験のない方	4日	7H	24H	39,200円	1,800円	41,000円
15時間	◆運転免許のない方で、特別教育修了後1トン未満のフォークリフト運転6ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了、実務経験の証明、及び車両の特自検記録表の写しが必要	3日	11H	4H	28,700円	1,800円	30,500円
11時間	◆大型特殊自動車運転免許保有者	2日	7H	4H	24,200円	1,800円	26,000円
	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者で、特別教育修了後1トン未満のフォークリフト運転3ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了、実務経験の証明、及び車両の特自検記録表の写しが必要						

8. ガス溶接 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講 日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
13時間(助)	◆満18才以上の方	2日	8H	5H	17,800円	1,200円	19,000円

※(助)印は、人材開発支援助成金対象のコースです。※講習時間には、修了試験の時間は含まれておりません。

技能講習受講資格と受講料

キャタピラー教習所 茨木教習所

TEL. 072-641-1121
FAX. 072-641-1120

(受講料・テキスト代には消費税が含まれております。2025年4月1日現在の価格です。)

9. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
17時間(助)	◆満21才以上で、地山掘削、土止め支保工の切り張り、又は腰おこしの取付け、取り外し作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要	3日	17H	—	32,900円	3,600円	36,500円
3時間(助)	◆建設業法施行令に規定する土木施工管理技術検定に合格した方(1級もしくは2級)で上記作業に3年以上従事した経験のある方※実務経験証明が必要	1日	3H	—	7,400円	3,600円	11,000円

10. 型枠支保工の組立て等作業主任者 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
13時間(助)	◆満21才以上で、型枠支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要	2日	13H	—	22,600円	2,400円	25,000円

11. 足場の組立て等作業主任者 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
13時間(助)	◆満21才以上で、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要 ※平成29年7月1日以降の業務従事経験には足場特別教育の資格が必要	2日	13H	—	22,600円	2,400円	25,000円

12. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
11時間(助)	◆満21才以上で、建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要	2日	11H	—	22,600円	2,400円	25,000円

13. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
13時間(助)	◆満21才以上で、コンクリート造の工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要	2日	13H	—	22,600円	2,400円	25,000円

14. 木造建築物の組立て等作業主任者 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
13時間(助)	◆満21才以上で、木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要	2日	13H	—	22,600円	2,400円	25,000円

15. はい作業主任者技能講習 (登録番号第111号) [登録有効期限 2029年3月30日]

受講コース	受講資格等	受講日数	講習時間		受講料	テキスト代	合計
			学科	実技			
12時間	◆満21才以上で、はい作業に3年以上従事した経験のある方 ※実務経験証明が必要	2日	12H	—	22,600円	2,400円	25,000円

・19. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者]技能講習について、上記記載以外の受講資格がありますのでお問い合わせください。
※技能講習では学科試験及び実技試験があり、不合格の場合は1回限り再試験を行うことができます(補講料が必要)
※事業主が受講される場合の実務経験証明は、受講者ご自身以外の証明が必要です。

特別教育・安全衛生教育と受講料

★特別教育・安全衛生教育など(労働安全衛生法59条、60条ほか)
※下記の受講料はテキスト代と消費税を含む合計で、2025年4月1日現在の価格です。

講習科目	業務内容	日数	学科	実技	合計	受講料
小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	機体重量3トン未満のミニショベル等の運転業務	2日	7H	6H	13H	19,000円
小型車両系建設機械(解体用)	機体重量3トン未満のブレーカ、解体用つかみ機仕様のミニショベル等の運転業務 小型車両系(整地ほか)修了者	1日	3H	2H	5H	14,500円
縮径用機械(ローラー)	機体重量制限なし、ローラーの運転業務	2日	6H	4H	10H	19,000円
小型フォークリフト(1t未満)	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務	2日	6H	6H	12H	19,000円
高所作業車(10m未満)	作業床高さ10m未満の高所作業車の運転業務	2日	6H	3H	9H	19,000円
足場特別教育	足場作業の未経験の方	1日	6H	—	6H	11,500円
伐木チェーンソー	胸高直径70cm未満・70cm以上の大径木、かかり木処理の業務	3日	9H	9H	18H	26,000円
低圧電気取扱い	直流750V、交流600V以下の電路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作業務	2日	7H	7H	14H	19,000円
自由研削といし(グラインダー)	自由研削といしの取替え、取替え時試運転業務	1日	4H	2H	6H	12,000円
巻上げ機(ウインチ)	動力により駆動され、物の上げ、下ろし又は横引き、引っ張り作業の業務	2日	6H	4H	10H	19,000円
ロープ高所作業	高さが2m以上で、作業床を設けることが困難なところで、昇降装置を用いて身体を保持しつつ行う業務	1日	4H	3H	7H	15,000円
フルハーネス型墜落制止用器具	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務	1日	4.5H	1.5H	6H	14,000円
石綿使用建築物等解体等	石綿等が使用されている建築物の解体作業の業務	1日	4.5H	—	4.5H	12,500円
テールゲートリフター業務	テールゲートリフターによる荷役作業を行う作業員向けの講習	1日	4H	2H	6H	16,000円
職長・安全衛生責任者教育	建設業等の職長及び安全衛生責任者	2日	14H	—	14H	27,000円
職長のためのリスクアセスメント教育	職長教育の修了者で職長教育修了日が2006年5月12日以前の方	1日	4H	—	4H	10,000円
職長のための安全衛生責任者教育	職長教育の修了者で安全衛生責任者教育は未受講の方	1日	2H	—	2H	6,500円
刈払機	刈払機作業に対する安全衛生教育	1日	5H	1H	6H	12,000円
振動工具	チェーンソー、刈払機以外の振動工具取扱いに対する安全衛生教育	1日	4H	—	4H	10,000円
丸のご等取扱い	丸のご等取扱い作業する方	1日	3.5H	0.5H	4H	10,000円
木造解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指揮者	1日	6H	—	6H	12,000円
熱中症予防(管理者対象)	高温多湿場所での作業員の指導・管理者	1日	3.5H	—	3.5H	9,000円
車両系安全衛生教育(再教育)	車両系(整地)運転技能講習取得後、5年経過時	1日	6H	—	6H	12,000円
玉掛け安全衛生教育(再教育)	玉掛け技能講習取得後、5年経過時	1日	5H	—	5H	12,000円
フォークリフト安全衛生教育(再教育)	フォークリフト運転技能講習取得後、5年経過時	1日	6H	—	6H	12,000円
ガス溶接安全衛生教育(再教育)	ガス溶接技能講習取得後、5年経過時	1日	5H	—	5H	12,000円
ローラー安全衛生教育(再教育)	ローラー特別教育取得後、5年経過時	1日	6H	—	6H	12,000円
職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業)	職長安全衛生責任者取得後、5年経過時	1日	5.7H	—	5.7H	11,500円

(助)印は、人材開発支援助成金対象のコースです。

外国語(通訳コース)受講料

茨木教習所

※ベトナム語・英語・中国語・インドネシア語・カンボジア語(対応していない講習科目もあります)

※下記受講料にはテキスト代と消費税が含まれており、通訳料には消費税が含まれております。2025年4月1日現在の価格です。

技能講習	講習科目						特別教育	講習科目						
	講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計		講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計	
	車両系建設機械(整地等)	助	6日	48H	161,000円	21,000円	182,000円	小型車両系建設機械(整地等)	助	2日	16H	25,500円	7,000円	32,500円
	車両系建設機械(解体用)	助	1日	6.5H	34,500円	4,000円	38,500円	締めめ用機械(ローラー)	助	2日	14H	25,500円	7,000円	32,500円
	不整地運搬車	助	2日	14.5H	64,500円	7,500円	72,000円	高所作業車(10m未満)	助	2日	12H	25,500円	7,000円	32,500円
	玉掛け	助	4日	28H	39,000円	9,500円	48,500円	足場の組立て等	助	1日	8H	17,500円	4,000円	21,500円
	小型移動式クレーン	助	3日	23H	60,000円	8,000円	68,000円	フルハーネス型墜落制止用器具	助	1日	8H	17,500円	4,000円	21,500円
	高所作業車	助	4日	24.5H	85,000円	9,500円	94,500円							
	フォークリフト		6日	46.5H	65,500円	18,500円	84,000円							
	ガス溶接	助	3日	18H	27,000円	7,000円	34,000円							

※車両系建設機械(解体用)運転技能講習及び不整地運搬車運転技能講習は車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習は玉掛け技能講習修了者に限ります

※外国語講習は電話及びインターネットでの予約・受付は行なっておりませんので、下記内容に沿って手続きしてください。

- ①受講申込書(技能講習・特別教育)はHPからダウンロードしてください。
- ②受講申込書に必要事項を記入し証明写真を貼付してください。(写真の裏に名前をフルネームで記入してください)
- ③在留カードの写し(原寸大表裏)及び資格要件の必要な講習を受講される場合は修了証の写し(原寸大表裏)を同封してください。
- ④外国語講習申込受付書に会社・組合団体様名と受講者の氏名(フリガナ)と窓口担当者様の氏名(フリガナ)及び連絡先電話番号等を記入し同封してください。※外国語講習申込受付書はHPからダウンロードしてください。
- ⑤上記②・③・④の書類を茨木教習所 外国語担当宛郵送してください。
※日程が決まりましたら、窓口担当者様に連絡させていただきます。

外国語(通訳コース)の予約が一部WEBからできます!!

人数が集まり次第の開催です。

※外国語講習・出張講習につきましては、臨時開催をいたしますのでお気軽にご相談ください。

※外国語講習は、日程が変わりますのでお問い合わせください。※ホームページのお知らせコーナーもご覧ください。

- 注意事項**
- ・講習時間は休憩時間および学科・実技試験を除いた時間です。・技能講習では学科試験および実技試験で不合格の場合、有料にて補講を受け、1回に限り再試験を行うことができます。
 - ・運転免許停止期間中は講習の免除を受けることはできません。・職業訓練修了証明書では講習の免除を受けることはできません。
 - ・免除要件の資格証について紛失・氏名変更・文字の不鮮明がある場合は、事前に再交付・書替を受けてください。

『人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)』

建設労働者の雇用改善・技術向上を目指す、中小建設業事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。管轄労働局へお問い合わせ願います。

- 助成金を受けることのできる事業主
下記①～③の全てに該当する建設事業主の方に限られます
①資本金3億円以下または従業員が300人以下の建設業
②雇用保険の保険料率が1,000分の17.5であること(年度の途中から変更になることもあります) ③受講者が雇用保険の被保険者であること
- 助成金の申請方法
①受給資格の有無についてご不明な場合は、事前に労働局にご確認の上、受講申込時に助成金をご利用される旨お伝えください。
受講申込書の「助成金」欄の「有」に○をつけてください。
②講習修了後に申請に必要な書類をお渡します。
③支給請求に必要な書類をそろえて、講習修了後2ヶ月以内に管轄の労働局又はハローワークへ提出してください。

修了証の再交付・書替

当教習センターで取得された修了証の再交付・書替をご希望の方は事前に電話等で必要書類のご確認をお願いします。

講習会場案内図

茨木教習所への交通機関

- ①電車・バスでご来所される場合
JR茨木駅から阪急バスで下井バス停
又は中河原南口バス停下車
- ②自動車でご来所される場合
名神高速茨木I.C.から箕面・池田・西宮方面へ1km

キャタビラー教習所株式会社
近畿教習センター 茨木教習所
〒567-0066 大阪府茨木市下井町1-19
TEL.072-641-1121
FAX.072-641-1120

